規 則

埼 玉県農林総 合研 究 セ ン タ 規 則 \mathcal{O} 部 を改正する規 則 をここに 公布 する。

平 成二十 七 年四 月 + 日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

埼 玉 県規則 第四 + 四 号

埼玉県農林総合研究セ ン タ 規則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 텕

 \mathcal{O} 玉県農林総合研究セ ン タ 規 則 (平成十二年埼玉県規 則第八 +七号) \mathcal{O} 部

次 ように改正する

題

名を次

のように改

8

る。

農 林 水 産業 \mathcal{O} 分析 依頼等に 関する規 則

条第一 \otimes 研 究 第 セ 項及び ンター 条中 「埼玉県農林総合研究セ 第十四条におい 埼玉県茶業研究所、 て 「センター 埼玉県水産研究所及び埼玉県寄居林業事 ンタ · 等」 に、) 以 下 「セン 「農業」を タ を 「農林水産業」 「埼玉県農業技術 務所(次 に改

 \mathcal{O} 第二条第 を 「セ _ 項 ン タ 中 等 セ \mathcal{O} ン タ に 12 改 農業」 める。 を っセ ン タ 等に 農林水産業」 に、 「セ ン タ

二項 県寄居林業事務所長」 四条第 中 「所長」 項 を 中 「埼 所長 に改 玉 県茶業研 8 を る。 埼 究所長」 玉県 農業技術 に 改 \emptyset 研 究セ 同 条第三項 ン タ 所長」 中 所長」 に改 8 を 同 埼 条第 玉

関 する技術」を 九条中 「農林業に 「農林 水産業に関する技術」 関する実習」 を「農林 に改める 水産業に関 する実習」 に 農 林 業

業又は農林業」を「農林水産業又は農林水産業」 十条中 「修業後農林業」 を「修業後農林 水産業」に に改め 改 8 同 条第二号 中 農林

原 十四条中 原種等 0 ーセ 配 布、 ンター」を 見習生等の 「セ ンター 指 導 等」に、 を削 る。 「農業」 を 「農林水産業」 に 改め

式 第 ___ 号中 袘 É 玉県農林総合研究セ て先) < K 所 XIII を 袘 (宛先 出洞

現長 莝 \mathbb{H} 県農林総合研究セ < K 規則第 2 籴 \sqsubseteq を \neg 農林水産業の分

依頼等に関す B 規則第 \aleph 籴 徭 屈 改 \Diamond る

光七ン 式第二号 K 東東 中 账 を 4 田梅一 (K を Щ. 4 < K Щ; 严) 東東 に、 に改 \otimes る。 塔玉 県農林総合 单

様式第三号中 「(あて先) 埼玉県農林総合研究センター所長」 を 「(宛先) 埼田県

東東」 に、 「埼玉県農林総合研究セン Ø 一規則」や「農林水産業の分析依頼等

に関する規則」に改める。

様式第四号中 「(あて先) 埼玉県農林総合研究センタ - 所長」 を 「(宛先) 斯田郡

所長」 に、 「埼玉県農林総合研究セン K [0] を「埼田県

〇」に改める。

究センター所長」 様式第五号中 「当センター を 「埼玉県 _ を 「当セン J K (当所)」 所長」 に、 に改める。 「埼玉県農林総合研

附則

この規則は、公布の日から施行する。